



能登半島地震をふまえ、災害時の対応を再度検証・検討するよう指示しました(写真は7月豪雨災害の本部会議)

市長コラム

# 日々ネオ心

秋田市長 ● 穂積 志(もとむ)

## 令和6年 成長と変化の年へ

令和6年は、衝撃的な幕開けでした。本市においては、雪も少なく穏やかに新年を迎えることができましたが、元日に最大震度7を観測した能登半島地震が発生しました。地震の怖さや自然災害の恐ろしさを改めて思い知らされました。

亡くなられたかたがたに深く哀悼の意を表しますとともに、被災されたみなさんに心からお見舞いを申し上げます。

本市においても、昨年7月と9月の記録的な豪雨で大きな被害が生じました。一日も早く日常の生活を取り戻せるよう全力を尽くすとともに、浮かび上がった課題を一つひとつ検証し、今年策定を進める新たな防災計画に反映させる予定です。加えて、今回の能登半島地震を教訓として、今特に重視していることがあります。

一つが、2次避難のあり方です。やっとの思いで着の身着のまま近くの避難所に避難できたにも

かわらず、劣悪な環境のため亡くなるということは、避けなければなりません。高齢者や持病のあるかた、妊娠中のかたもいます。感染症の心配もあれば寒さもこたえます。国や自治体では1次避難しているかたがたに対し、被災地から離れたホテルや旅館などに避難してもらおう計画も進めています。

住み慣れたまちを一時離れる決断が必要ですが、ニュースで「とにかく足を伸ばして眠れる」と、2週間ぶりの風呂が何よりうれしい」という2次避難先でのコメントを聞いて身につまされる思いでした。

また、子どもの教育のことも考えなければなりません。輪島市では、市立中学校3校の全生徒約400人の集団避難計画をたてたところ、約250人の希望があったそうです。中学生という多感な年頃、約2か月間家族と離ればなれになるなど、心配なところもありますが、

不安や制約の多い校舎内の授業に比べ、落ち着いた環境の中で生活と学びの場を確保できるという点で、2次避難としては一つの有効な手だてだと思っています。この度のような大規模かつ長期にわたる災害対策については、広域的に対策を考えることが重要だと改めて考えさせられました。

今回の能登半島地震に際しては、本市としても、すでに保健師や家屋被害認定調査を行う職員を派遣していますし、DMATやJMATには、市立病院の医師や看護師も参加しております。今後もできる限りの支援をしていきたいと考えています。

今年の干支の甲辰は「春の日差しが平等に降り注ぐ成長と変化の年」とされています。ピンチをチャンスに変えていく、そんな1年にしたいと思います。

\*DMAT…災害派遣医療チーム

\*JMAT…日本医師会災害医療チーム



雪の季節を乗り切ろう！

## 今冬の除排雪方法

今冬の除排雪は、将来的な財政状況を見据え最少の費用で最大の効果を生み出し、かつ継続的に実施できる試験的な除排雪です。全国の雪が降る多くの都市で実施している方法です。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

10cm以上の雪が積もった場合は、市内全ての除雪対象路線(1,906km)を除雪します

- ▶生活道路は、車1台が通行でき歩行者が歩くスペースを確保するよう除雪します
- ▶10cm以上の雪がすでに積もっても、降雪が続く見込みがある場合は最適な出動のタイミングを見極めるために時間がかかる場合があります。除雪しないことはありませんのでお待ちください

一部の狭い道路を除き、除雪と排雪は別々に行うため、除雪後は交差点や道路の角や脇などに雪が残ります

- ▶除雪後にまとめて排雪を行う場合は、車の通行や歩行者の安全確保のための雪山の高さ調整や、道路幅の確保などの作業です。道路上の雪を全て撤去するものではありません

除雪を効率的に行うために、一部の登録世帯を除き間口の除雪は行いませんので、各家庭で寄せてくださるようお願いします

- ▶原則、生活道路の除雪は日中、幹線道路は夜間から朝にかけて行います。各家庭で自宅敷地や車庫前などを除雪する時間と合わない場合があります

除雪実施の有無や稼働状況に関する情報はLINEで提供しています

- ▶車が通れないなどの雪山や道路幅などがあつた場合は、スマホのカメラで撮影して市に送ってください。現場を確認した上で必要な排雪を行います。



公式LINE

問い合わせは除排雪コールセンターへ

☎(888)9400(8:00~20:00)

3

広報あきた 2024年2月2日号

## 昨年7月・9月の豪雨災害支援情報

### 住宅の応急修理制度 工事の完了期限は令和6年7月12日(金)です

- ▶申込期限は原則令和6年4月12日(金)まで。お早めにご相談ください

対象	住宅が準半壊以上の被害を受け、自らの資力では修理することが困難であるかた
対象工事	居室・台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急処置
限度額	半壊以上…70.6万円以内 準半壊 …34.3万円以内

申請窓口▶都市総務課(市役所4階)

\*申請方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ▶都市総務課☎(888)5772

### 令和5年度の固定資産税の減免 申請期限は令和6年2月22日(木)です

- ▶豪雨災害による減免など、まだ申請がお済みでないかたは、お早めに手続きをお願いします

申請窓口▶資産税課(市役所2階)

\*郵送でも受け付けています。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ▶資産税課☎(888)5480・5479

### 昨年の豪雨災害で被災した中小企業者等の事業継続を支援します

- ▶申請期限は令和6年2月29日(木)

対象	大雨により市内事業所の建屋が被災し、かつ年間25万円以上の物価高騰などの影響を受けている中小企業者および小規模事業者 *農林漁業者など一部対象外の業種があります。
支援金額	1事業所あたり25万円

申請窓口▶商工貿易振興課(市役所3階)

\*申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。広報ID番号 1040856

問い合わせ▶商工貿易振興課☎(888)5726

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

市外局番=☎018